

## 平成 26 年度定期監査( 6 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査( 6 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

なお、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 26 年 10 月 14 日から同年 11 月 6 日までの間において実日数 16 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）

に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 区民生活事業本部区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 6 か所

練馬、早宮、光が丘、石神井、大泉、関

・出張所 11 か所

桜台、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 区民サービス担当課

(エ) 税務課

(オ) 収納課

(カ) 国保年金課

イ 区民生活事業本部産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 区民生活事業本部地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 8 館

貫井、氷川台、光が丘、北町、北町第二、田柄、関町北、大泉学園

・地域集会所 13 か所

桜台、中村、上石神井区民、石神井台みどり、大泉北、東大泉中央、東大泉、南大泉、旭町、田柄、春日町、土支田中央、早宮

・学童クラブ 7 か所

貫井地区区民館、氷川台地区区民館、光が丘地区区民館、北町第二地区区民館、田柄地区区民館、関町北地区区民館、大泉学園地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

- ・生涯学習センター
- (ウ) スポーツ振興課
  - ・総合体育館
- (I) シティマラソン担当課
- エ 農業委員会事務局
- オ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- カ 選挙管理委員会事務局
- キ 議会事務局

## 2 監査の結果

一部に不適正な事務処理があったので、つぎの事項について改善するよう指摘する。

工事請負契約に係る契約事務の適正な執行について（指摘事項）

[監査において確認した事実]

生涯学習センターにおいて、「和室（大）空調機器入替え工事」および「和室（大）空調機器入替えによる機械設備工事」の2件の工事が行われていた。これらの工事について関係書類を確認したところ、2件とも同日に起案、決定されており、契約も同日に同一業者と締結されていた。また、工事内容も一連のものであり、2件に分割して契約することについて合理的理由は認められなかった。このことから、本件の2件の工事は1件の工事として契約すべきであり、また、予定金額の総額は所長の契約権限を超えるため、区長契約として契約すべきものであった。

[改善を求める事項]

契約事務は、競争性、透明性および公平・公正性の確保が要請される事務であり、区民に疑念を持たれないためにも、法令および規則等に基づき厳正に行う必要がある。その趣旨のもと、区では課長契約（工事）の適正な執行のため、「課長契約における分割発注等の再発防止への取組方針」を定め、平成22年1月の総務部長通知等により周知を図ってきたところである。

しかしながら、本件契約は、本来1件として契約すべき内容を特段の理由もなく分割して発注した不適切なものである。については、工事契約事務の適正な執行が図られるよう、職員への周知徹底と、組織内のチェック体制の強化に取り組まれない。（地域文化部）